

議 事 録

会議名	令和6年度 第2回三鷹市認知症地域支援ネットワーク会議議事録
日 時	令和6年10月24日(木) 午後6時30分～午後8時
会 場	三鷹市教育センター 第三中研修室
出席委員	【委員】 神崎恒一、木之下徹、望月謙治、齋藤貴彦、小宮慎太郎、服部将志、道三啓吾、大塚道子 ＜定員数10人中8人出席：有効＞
事務局	高齢者支援課長、他事務局3人
会議の公開・非公開	公開
傍聴人数	0人
1 開会 【事務局からのお知らせ】 ・委員紹介 ・本日の配付資料の確認 ・会議の傍聴について ・議事録の作成と公開について ・会長・副会長の選出 2 委嘱状伝達 任期：令和6年10月1日から令和8年3月31日まで 3 委員自己紹介 4 会長及び副会長選出 会長：神崎 恒一氏 副会長：服部 将志氏 5 会長及び副会長挨拶 【会長】 この会議は単なる会議ではなく、自由で活発な議論を通じて実際に物事を進める場とすることを目標としている。今回、新たに3名の委員が加わったが、ぜひ遠慮せずに自由に本音で意見を述べていただきたい。その結果として、認知症にやさしいまち三鷹の実現に向けて、このネットワーク会議を進めていくつもりである。私はこの立場で進行するが、実際に議論するのは委員の皆さんなので、どうぞよろしくお願いいたします。 【副会長】 会長も仰ったように、活発な議論が重要である。地域包括支援センターの代表として、前期までは私一人で参加していたが、今期からはもう一人参加する。当委員は、地域でオレンジパートナーやおれんじドアの立ち上げ支援など、先駆的な取組を行っており、D-Cafe もその一環である。これらの取組が全市的に展開されることを希望する。 地域包括支援センターと事務局は毎月、認知症にやさしいまち三鷹推進会議を行い、認知症の施策について議論し、企画・運営している。この会議と本会がしっかりと連動するよう心がけ、皆様の議論が計画や施策に反映されるよう努めたいと考えている。 6 副市長挨拶	

本日はご参集いただき、また委員を引き受けていただき感謝する。市長が公務で欠席のため、預かったメッセージを踏まえご挨拶申し上げます。

この会議は認知症の方を支える関係者が集まり、市の認知症施策や取組について意見を伺う場である。三鷹市は認知症に関する基本条例の制定を検討中であり、本日はその現状について説明がある。提示する案は決定事項ではなく、様々な意見を頂きブラッシュアップしたいと考えている。積極的な議論と意見交換を通じ、最良の条例を制定したい。

また、三鷹市は「人権を尊重するまち条例」を施行している。それに付随する形で認知症の方が暮らしやすいまちを目指す指針となる条例である。認知症は誰にでも訪れる可能性があるため、当事者や市民へどのような支援ができるか、その内容を盛り込みたいと考えている。皆様の協力が不可欠であるので、ぜひともよろしくお願いしたい。

7 議事

(1) 三鷹市認知症地域支援ネットワーク会議について

この会議は、三鷹市認知症地域支援ネットワーク会議設置要綱に基づき、必要に応じて年3～5回実施される。認知症にやさしいまち三鷹を実現するため、医療関係者および介護サービス事業者等を構成員として認知症施策や取組を検討する場である。なお、委員には守秘義務が課せられる。

所掌事項 (1) 市が実施する認知症施策に係る具体的な施策に関すること。

(2) 市が実施する認知症事業の円滑な実施及び普及等に関すること。

(3) 市が実施する認知症初期集中支援推進事業の検証に関すること。

(4) その他認知症施策推進について必要な事項に関すること。

(2) 三鷹市における認知症施策について

三鷹市の認知症およびMCI患者数

市の人口：19万309人（令和6年4月1日現在）

年齢	人口	MCI・認知症患者数（有病率 ¹ から推定）
18～64歳	120,038人	61人
65歳以上	42,078人	11,698人

三鷹市における認知症施策

①認知症初期集中支援推進事業

年度	対象者	会議・訪問・面談等	アウトリーチ対象者
令和3年度	11人	14回	1人
令和4年度	3人	6回	0人
令和5年度	2人	3回	0人

令和6年度は事業の周知と関係機関との連携強化が必要である。相談支援体制の構築も重要課題であり、初期集中支援チームと地域包括支援センターが連携し、事例検討会を実施する予定である。

②若年性認知症への支援と相談体制の充実

【スリーホークス】

若年性認知症の方々を対象としたサロン。令和5年度12月より隔月土曜日、駅前CC

¹ 若年性認知症の有病率は10万人当たり50.9人と想定されている。

にて実施。隣接市からも多くの参加者を集めている。令和6年度も継続実施予定で、レクリエーションの実施、商工会まつりへの出店等が計画されている。

【若年性認知症支援地域連絡会】

令和5年度は多摩若年性認知症総合支援センターの主催で実施した。今後、若年性認知症以外にも対象を広げることを検討したい。

③認知症への理解を深める取組の推進

【認知症にやさしいまち三鷹イベント】

令和5年度は11月18日実施。講演会や地域の取り組みについての発表が行われた。

令和6年度は9月21日（認知症の日）に実施。内容は当事者によるパネルディスカッション（来場者182人）、映画「オレンジ・ランプ」の上映（鑑賞者167人）であった。パネリストの認知症当事者が育てた野菜を参加記念品として配布した。

【企画展示】

令和5年度は市役所本庁舎市民ホール及び図書館にて実施。

令和6年度、図書館企画展示については9月に実施済。市民ホール企画展示は12月に実施予定。

【けんこう みんなのマルシェ】

三鷹駅中央通り商店街にて開催、ブースを出店した。

【三鷹まちゼミ】

商工会が主催。駅前CCにて認知症サポーター養成講座を開催し、11人が受講。

【商工会まつり】

令和6年度、12月8日に出店予定。

【広報みたか】

認知症月間の普及啓発の一環として、認知症サロンの方々が表紙を飾った。誌面ではサロンの紹介に加え、当事者、家族、主宰者へのインタビュー記事を掲載している。また、「みる・みる・三鷹」（9月1日放送）は、YouTubeで視聴可能。

④認知症サポーター養成及びチームオレンジの構築

【認知症サポーター養成講座】

令和5年10月に認知症サポーター養成講座のテキスト改訂があり、令和6年2月より三鷹市でも新テキストに準拠した講座に切り替えている。令和6年度はフォローアップ講座にて地域活動の参加希望者を募り、支援ニーズとマッチングさせていく。

また、長らく受講者に配布出来ていなかったオレンジリングについて、三鷹オリジナルのものを作成し配布を開始した。

【チームオレンジ】

1箇所で開催中。「コミュニティ・ガーデン」という名前で、有料老人ホームにてガーデニングを通じて交流を図る活動が行われている。引き続きチームオレンジの構築について検討する。

⑤認知症ガイドブックの活用

令和5年9月に6,000部を発行し、公共施設、医療機関、地域包括支援センターなどで配布。令和6年度は関係者からの意見を取り入れ内容を改定し、4ページ増にて発行。

（3）認知症にやさしいまち三鷹条例（仮称）の制定について

①条例制定の背景

4月に「人権を尊重するまちみたか条例」を施行。また、1月に国において「認知症基本法」が施行。上記の理念に基づき、認知症の人が尊厳と希望を持って地域で暮らせるよう、条例制定を目指す。

②条例に盛り込む内容（案）

【目的・基本理念】

条例の理念を簡潔に示す。

【市の責務・市民の役割】

一般的な条例にも規定されている内容である。これに加え、他市の例も参考に、認知症本人や家族の役割を規定するか議論いただきたい。

【認知症施策の方向性】

個別具体的なものは今後の計画に盛り込むが、条例では大きな方向性を示したい。

③条例制定に向けた取り組み

【当事者の意見聴取】

実施場所や方法を検討し、率直な意見を聴取できるよう工夫する必要がある。

【審議会等での扱い】

条例を制定する際、検討する会議体を設定するが、今回の条例については引き続き認知症地域支援ネットワーク会議で審議する予定。

④スケジュール（案）

令和7年度末（令和8年3月末）の制定を目指す。

⑤意見募集

- ・ 認知症の方や家族への意見聴取の方法
- ・ 条例における認知症本人や家族の役割の記述の是非
- ・ 条例の題名（「認知症にやさしいまち三鷹」の採用の是非）

委員	近年、人権尊重の視点から、まず本人の人権を重視する意識が高まっている。一方で、支援対象を一括りにせず、本人、家族、地域団体の課題を明確に分離し、それぞれの「役割」「責務」あるいは別の適切な用語にするのかを含め検討する必要がある。
委員 市	そもそも、認知症の人は何か役割を持たなくてはならないのか。 他自治体の事例ではあるが、兵庫県明石市の条例では、認知症の人等の役割について「認知症の人等は、安心して暮らせるまちを築くために、自らの希望、思い、気づいたこと等を、市及び関係機関等に発信するものとする。また、認知症の人等は、地域の一員として、自らの意思に基づき社会参加を行うものとする」と規定されている。
委員	ただ生きてはいけないのか。「認知症になったら社会参加しなければいけない」と言われると反感を覚える。そこまで踏み込むのであれば「認知症にやさしい」ではなく、「認知症になっていい」などが良いのではないか。
会長 委員	「責務」という言葉は強く感じる。 現場では、家族が「物忘れをしないように」と一生懸命になりすぎて、本人が辛そうな表情をしている場面が多い。昔は認知症状を受け入れて穏やかに過ごす姿があったが、今は許されない雰囲気年々強くなっており、家族もご本人も苦しいと思う。「役割」「責務」という言葉は、本人や家族に過度の義務や負担を強いるものとして適切でないのではないか。
会長	同意見で、「役割」「責務」という言葉は使わないほうが良いと思う。「認知症

	になっても大丈夫」という姿勢を上手く条例に組み込めないか。また、ご本人の話を聞ける機会を作り、それを条例に反映できないか。
委員	認知症にやさしいまち三鷹推進会議の場でも話題に上がったが、既存のサロンにヒアリングに行ったり、あるいは当事者が集まれる場所をマネジメントして立ち上げ、それを居場所として継続させるのも良いのでは。認知症のある方を排除せず、参加できる場を作りたい。今回の条例策定は一つのきっかけであり、今後どんどんブラッシュアップしていきたい。
委員	認知症の当事者から直接情報を集める際、個人情報保護の観点から細心の注意が必要となる。認知症は「要配慮個人情報」に該当し、取り扱いには制限がある。単に当事者の声を聞くだけでなく、調査研究としてまとめて公表する場合は、倫理指針に沿った手続き(倫理委員会の承認、事前の同意取得など)が求められる。個人が特定されないよう匿名化するか、本人の同意を得るなど、情報公開のルールを遵守しなければならない。また、誰が情報取扱いの責任を負うのかという点も重要である。
会長	本人やサロンへの意見聴取は自由にできるが、それを公表することはあまり良くないということか。三鷹市として、本人の意見を聞く機会をきちんと設けているということは明確にできると良い。現場において、認知症と考えられる方々はどのような気持ちでいて、どのように生きていきたいのかを聞く機会はあるだろうか。
委員	カフェで当事者の方と家族と話す機会が複数回あった。当事者からは「コーヒーの種類が多くもう少し分かりやすい説明をしてほしい」「釣銭をゆっくり数えてほしい」といった意見が出た。介護保険のデイサービスには抵抗があっても、リラックスした状況でなら日常の工夫を話しやすいようだ。
委員	デイサービスに行きたくない利用者は多くいる。「何かしなければならない」という気持ちが強い人がいる一方で、そうではない利用者の方が多いのも事実。また、職員側も「何かをしなければならない」というプレッシャーから疲弊している現状がある。デイサービスや介護保険に頼らずに行ける場所が増えることが望ましい。
委員	条例や政令は一般に、行政が市民を縛るものと考えられがちである。しかし、本来の憲法の理念は行政の圧力から人民を守ることにある。そこで発想を転換し、「行政はこうしません」と自ら縛る条文を設けることで、従来とは異なるアプローチができるのではないか。単に行政から市民に何かを「させる」「支援する」というスタンスではなく、市民を守る立場に立つ必要がある。特に認知症の人など、弱い立場の人を守るような文言やコンセプトを条例に盛り込むことが重要である。このような斜め方向から発想した条例づくりにより、今までにない新しい取り組みができるのではないか。
委員	逆である。憲法がそうであるように、条例は行政をも縛るので、それをきち

委員	んと考えなければならない。 認知症当事者の声を条例に反映させる方法について、他自治体の事例も参考にさせていただきたい。実際に三鷹市内でも、認知症当事者が集まれる場所の立ち上げ支援などを行っているので、そういった場で当事者の声を聞く機会はある。また、グループホームや居宅、地域の居場所などでも、個別に認知症当事者から話を聞くことは可能である。このような当事者の声を聞く機会を通じて、認知症の人も含めて集まれる場を作るきっかけになると考えられる。包括支援センターや社会福祉協議会の職員も、そういった場所づくりに関わるきっかけになる。
会長	各委員の発言を踏まえ、行政側の条例を作る姿勢と、実際に我々市民との間に考えの相違があることを理解していただきたい。条例に上手く反映できるのかは分からないが、市民からの意見として受け止めてほしい。 先ほどの話のように、デイサービスで決まった活動を強いられるのではなく、ただ座ってお茶を飲んで話をするだけの場所があれば、当事者は行きやすいかもしれない。そういった縛りのない、ゆったりとした場所が市内に多数できれば、それが認知症にやさしいまちにつながるのではないかと。
委員	条例をゼロから作るのは難しいので、例えば素案やたたき台を作り、それを基に意見を出し合っていくのが良いのでは。そうするためにも、簡単で分かりやすく届きやすい内容が望ましい。究極的には、認知症の有無にかかわらず、人のことを気にかけて住みやすいまちづくりにするということ。 この会議は開催頻度が高くないので、取組の途中経過を聞きながら、ここで意見を出し修正を重ねるという役割になるのではないかと。各委員が今日の話を持ち帰り、それぞれの団体で現場の利用者や家族、市民の声を吸い上げ、またこの会議で意見を出せばみんなで作り上げるプロセスになる。誰かが作ったものを眺めるより、多様な主体が参画し、協働して条例を育てていく感覚が持てるようにしたい。
市	忌憚のない御意見をいただき感謝する。「役割」「責務」等の丁寧で誤解を生まない言葉遣いの重要性、また、「認知症になっても良い」ということを前提とした言葉はないか、といった宿題を頂いたと認識している。健康福祉部としては、他の条例と異なり、プロセス重視で取り組んでいきたい。そういった意味では、当事者や家族の方々の意見や現状をしっかりと把握し、一緒にまちを作り上げていくという認識で進めさせていただきたい。 委員の皆様には、今後とも継続して忌憚のない御助言を頂きたい。行政の役割は、そうした様々な意見をまとめ上げることにある。結果については都度報告を行っていくので、条例策定のために今後ともご協力をお願い申し上げたい。
会長	本日は良い議論ができた。条例が我々を縛るのだとすれば、内容はソフトな

委員	ほうが良い。他の自治体とは異なる、例えば「認知症になってもいいまち三鷹」のようなものだったら、相当なインパクトとなるかもしれない。ただ、それは大げさなことをする必要はなく、皆が自由に気楽に行ける場所を市内に多く用意するだけでも十分かもしれない。その他、何か追加で意見等あるか。 クリニックでは、認知症になる前の段階で、財産をどうするか等の相談が多い。そういった場合、任意後見制度の活用が有効だが、一般にその情報が十分周知されていない。介護や医療に関する情報は多いが、権利擁護や法的側面に関する情報提供が不足している。本人が自分事として考えられるような権利擁護についての啓発が、地方自治体としても重要なテーマになるのではないか。そういった要素も条例に組み込んでほしい。
会長	それではその点もご考慮いただければと思う。以上で、令和6年度第2回認知症地域支援ネットワーク会議を閉会する。本日は大変有意義な議論ができた。感謝申し上げます。
— 了 —	

議事録署名委員

令和7年3月9日 神川 裕一
 令和7年3月8日 服部 裕志

